

第 7 期高知県障害福祉計画・第 3 期高知県障害児福祉計画について

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨・位置付け

障害のある人にとって必要な、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されることを目的とする。国の基本指針に則し、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体として策定。

【根拠法令】 障害者総合支援法第 89 条、児童福祉法第 33 条の 22

【計画期間】 令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

(2) 目指す方向

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに暮らし、ともに支えあい、そして安心して、いきいきと暮らすことができる共生社会の実現を図ることを基本理念とし、障害のある人が日常生活や社会生活において必要な支援を受けながら、可能な限り希望する場所で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県を目指す。

(3) 基本的な考え方

①障害福祉サービス等の円滑な推進

- ・どこに住んでいても安心して暮らせるよう、必要な障害福祉サービス量の確保に計画的に取り組む
- ・サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応できる相談支援体制の構築に向けて取り組む
- ・障害福祉サービス等に従事する人材の確保、質の向上に取り組む

②在宅生活等への移行や就労支援

- ・希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を確保するとともに、自立生活に向けた援助や就労支援の充実を図る。

③障害のある子どもへの支援

- ・子どもやその家族にとって身近な地域で専門的な支援が早期から受けられるよう、必要なサービスの確保を図る。
- ・乳幼児期から就労に至るまで関係機関が連携を図り、一人ひとりの状況に応じ一貫した切れ目のない支援体制を構築する。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児など、特別な支援が必要な障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制を構築する。

【成果目標】

1 福祉施設の入所者の在宅生活等への移行

- ・ 入所施設から在宅生活等に移行する人の数
- ・ 施設入所者数

2 精神科病院から地域生活への移行

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数
- ・ 入院後 3 か月時点の退院率
- ・ 入院後 6 か月時点の退院率
- ・ 入院後 1 年時点の退院率
- ・ 1 年以上の長期入院患者数

3 地域生活支援の充実

- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築の推進
- ・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向け、年 1 回以上運用状況を検証、検討する体制を確保

4 強度行動障害のある人の支援体制の整備を推進

- ・ 各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進

5 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 福祉施設から一般就労へ移行する人の数
- ・ 就労移行支援事業を利用して一般就労する人の数
- ・ 就労継続支援 A 型事業を利用して一般就労する人の数
- ・ 就労継続支援 B 型事業を利用して一般就労する人の数
- ・ 就労定着支援事業の利用者数

6 相談支援体制の充実・強化

- ・ 各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談体制の強化を図る体制を確保
- ・ 各市町村の自立支援協議会の個別事例の検討を通じて、必要な支援が提供される体制を確保

7 障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上するための体制を構築

8 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置数
- ・ 保育所等訪問支援が利用できる市町村数
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保
- ・ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場の設置
- ・ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置
- ・ 医療的ケア児支援センターの設置

2 成果目標の達成状況

①福祉施設の入所者の在宅生活等への移行

目標		参考値	第7期			達成率
	年度	R5	R6	R7	R8	
入所施設から在宅生活等に移行する人（累計）※数値は年度末時点	目標	39人			38人	84%
	実績	73人	13人	19人	－	
令和8年度末における施設入所者数（令和4年度末 1,250人）	目標	1,274人			1,257人	100%
	実績	1,268人	1,251人	1,255人	－	

〈R7年度の実績〉

- ・入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホームの施設整備に対する助成を実施しているが、令和7年度における助成件数は0件となっている。
- ・地域での生活を支援するため、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置促進や相談を受けられる相談支援専門員の資質向上を図ってきた。

〈実績に対する評価・課題〉

- ・令和7年度末の地域移行者数は19人で、令和6年度からの累計は32人となっており、目標に向けて順調に推移している。また、移行した人のうち、移行後の住まいの場は自宅が約57%と最も多く、次いでグループホームが約26%となっている。
- ・令和7年度末の施設入所者数は、令和6年度末より4人増加している。なお、令和7年度の退所者は91人であり、その内、自宅・GH等への地域移行は19人（約20%）、令和7年度の入所者は79人であり、その内、自宅・GH等からの入所者は35人（約44%）となっている。障害のある人やその家族の高齢化等から施設入所のニーズは高い。
- ・入所施設から地域生活に移行する人数は順調に推移しているものの、全体の退所者数に占める割合は低い状態であることから、地域生活を希望する方が安心して地域で暮らしていくために、退所後の支援を実施していく必要がある。

〈R8年度以降の取組等〉

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行を促進するため、引き続きグループホームの施設整備に対する助成を実施していく。
- ・障害者支援施設等を退所する障害者に対し、地域移行支援計画の作成や住居確保、関係機関との調整等を行う「地域移行支援」の利用者数は、見込みを下回っているため、その乖離について現状を確認するとともに、障害のある人の希望を的確に把握していく必要がある。
- ・併せて、意思決定支援の実施を担う相談支援専門員や相談支援事業者を引き続き確保していく必要がある。

②精神科病院から地域生活への移行

目標		参考値	第 7 期			達成率
	年度	R5	R6	R7	R8	
精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内における平均生活日数	目標	316日以上			325.3日	98.8%
	実績	328.9日 (R3)	321.4日 (R4)	—	—	
令和 8 年度末における退院率（※） 入院後 3 カ月時点	目標	71%			68.9%	101.2%
	実績	48.4%	60.0%	69.7%	—	
令和 8 年度末における退院率（※） 入院後 6 カ月時点	目標	88%			84.5%	94.4%
	実績	62.5%	78.2%	79.8%	—	
令和 8 年度末における退院率（※） 入院後 1 年時点	目標	94%			91.0%	93.7%
	実績	81.5%	87.3%	85.3%	—	
令和 8 年度末時点の 1 年以上の長期 入院患者数	目標	1,540人			1,470人	90.1%
	実績	1,606人	1,608人	1,632人	—	

※ 退院率：従来の「NBDデータ」では直近値が取れないため、代替値として医療保護入院者(全入院者のおよそ50%)の「630調査データ」を記載

〈R7年度の取組実績〉

- ・「ピアサポーター」の養成・・・基礎研修：23名、専門研修：24名、フォローアップ研修：11名
- ・ピアサポーターの名簿登録を行い、市町村や精神科病院へ派遣した。（登録：45名、派遣：117件）
- ・ピアサポーターの交流会及び院内説明会を開催した。（交流会：2回、院内説明会：5回）
- ・精神科医療につながっていない人や治療を中断している人などを支援するため、精神科病院の看護師や精神保健福祉士等の多職種による訪問支援等を行うアウトリーチ推進事業を5圏域に拡大して実施した。
- ・高知県メンタルヘルスサポートナビにて、うつ病や依存症などの精神疾患や精神障害の正しい理解を啓発するとともに、相談窓口を掲載。（情報発信HPの閲覧件数累計71,357件）

〈実績に対する評価・課題〉

- ・「ピアサポーター」の養成では、当事者及び支援者の参加比率について支援者が少ない。また、参加当事者の障害特性についても、精神障害者の割合が高く他の障害特性の方への周知が課題である。派遣事業については、予算を大きく超える件数となった。今後、事業目的に繋がる派遣先の選定等が課題である。交流会では、四国他県との共同開催を実施することができ、サポーター同士の交流や実践を学ぶ場となっている。一方で、精神科病院内での説明会については希望する精神科病院も少ない現状がある。
- ・アウトリーチ推進事業はR3年度に開始して以降、取組を拡大できている。それぞれの圏域では、定期的に市町村や福祉保健所、各種支援事業所等を交えた運営会議を実施し、圏域での地域で暮らす精神障害者を医療に繋げる体制構築が拡大している。
- ・地域で生活している精神障害のある人が必要な支援を受けられるよう、精神科医療機関や地域の援助事業者、市町村などの連携体制を強化し、退院に向けた支援や地域で暮らしていくための支援体制の整備に向けて引き続き取り組むことが必要。

〈R8年度以降の取組等〉

- ・「ピアサポーター」の養成（基礎・専門・フォローアップ）研修、ピアサポーターの名簿登録、派遣事業及びピアサポーターの交流会の開催。
- ・入院者訪問支援事業の実施。
- ・アウトリーチ推進事業を全圏域で継続して実施。
- ・高知県メンタルヘルスサポートナビにて依存症啓発動画や職場のメンタルヘルス対策に関する啓発動画を掲載し、関係団体へ啓発を行う。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の全圏域での実施。

③地域生活支援の充実

目標		参考値	第7期				達成率
	年度	R5	R6	R7	R8		
地域生活支援拠点等の整備	目標	—	17 市町村	20 市町村	34 市町村	41%	
	実績	13 市町村	14 市町村	14 市町村	—		
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築の推進	目標	—	17 市町村	20 市町村	34 市町村	41%	
	実績	13 市町村	14 市町村	14 市町村	—		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向け、年1回以上運用状況を検証、検討する体制を確保	目標	—	17 市町村	20 市町村	34 市町村	41%	
	実績	13 市町村	14 市町村	14 市町村	—		

〈R7年度の実績〉

- ・市町村向け研修会を開催
- ・整備を検討している市町村への個別支援
- ・県内の相談支援体制についての分析

〈実績に対する評価・課題〉

・緊急時の預かりに対応できる施設が少ない現状があり、市町村を越えて圏域での具体的な検討を牽引していくなどの側面支援が必要だが、現時点では検討が進んでいない状況である。

〈R8年度以降の取組等〉

- ①R7年度に実施した市町村向けの研修会を開催（厚生労働省の担当者を講師として招聘）し、あわせて県内の実践事例を横展開
- ②整備を検討している市町村への個別支援（機能の説明、要綱・各種様式等のひな形の提供）
- ③県内の相談支援専門員の業務実態調査の実施

④強度行動障害のある人の支援体制の整備を推進

目標		参考値	第 7 期			達成率
	年度	R5	R6	R7	R8	
各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進	目標	—			34 市町村	
	実績			—	—	

〈R7年度の実績〉

- ・強度行動障害支援者養成研修を実施し、基礎研修受講者80名、実践研修受講者42名を養成。
- ・国が実施する「中核的人材養成研修」に2名を派遣し、修了した。
(受講者をサポートするサブトレーナーも1名派遣)
- ・短期入所での支援に要する費用や生活介護（通所）での加配職員に係る経費に対して補助を実施
(短期入所：3市町、生活介護：2市町へ補助)
- ・強度行動障害支援部会（自立支援協議会の部会）を2回実施し、強行研修受講後のフォローアップやコンサルテーションの実施について検討した。
- ・県内の強度行動障害児者の人数やニーズなどを把握するため調査を実施
- ・中核的人材等による障害福祉サービス事業所へのコンサルテーションのモデル実施（入所：1、通所：1）

〈実績に対する評価・課題〉

- ・短期入所での支援に要する費用や生活介護（通所）での加配職員に係る経費に対する補助について、補助単価の見直しの検討が必要。
- ・障害福祉サービスでの支援を行うためには、人材育成と環境調整が必要。

〈R8年度以降の取組等〉

- ・引き続き、強度行動障害支援者養成研修の実施と「中核的人材養成研修」への派遣を実施していく。
- ・中核的人材等による障害福祉サービス事業所へコンサルテーションを実施。
- ・環境調整等に必要となる費用への助成について強度行動支援部会を活用し、検討していく。
- ・強度行動障害支援者養成研修のフォローアップ実施。
- ・中核的人材養成研修の実施に向けて検討していく。

⑤福祉施設から一般就労への移行等

目標		参考値	第 7 期				達成率
	年度	R5	R6	R7	R8		
令和 8 年度における福祉施設から一般就労へ移行する人	目標	100人				91人	84%
	実績	75人	69人	76人	－		
令和 8 年度における就労移行支援事業を利用して一般就労する人	目標	50人				50人	34%
	実績	31人	18人	17人	－		
令和 8 年度における就労継続支援A型事業を利用して一般就労する人	目標	17人				16人	69%
	実績	10人	13人	11人	－		
令和 8 年度における就労継続支援B型事業を利用して一般就労する人の数	目標	33人				25人	176%
	実績	34人	36人	44人	－		
令和 8 年度における就労定着支援事業の利用者数	目標	－				77人	30%
	実績	30人	20人	23人	－		

〈R7年度の実績〉

- ・法定雇用率の対象企業を障害者職業訓練コーディネーターが訪問（378社）することにより、障害者雇用の理解促進に取り組んだ。
- ・障害者委託訓練については、訓練を修了した者のうち13人が就職に繋がった。（訓練件数18件）
- ・テレワークへの理解促進のため、当事者向けお試しテレワーク研修やテレワークで障害者雇用を考えている企業と当事者をマッチングさせるための合同企業説明会を開催した。（お試しテレワーク研修9名、合同企業説明会99名）
- ・就労体験拠点で就労体験の機会を提供した。

〈実績に対する評価・課題〉

- ・福祉施設から一般就労へ移行する人については、就労移行支援事業所を利用して一般就労した人は昨年度より増加したものの目標には届かなかった。
- ・就労体験拠点における就労体験後に、委託訓練や雇用に繋がったケースがあった。

〈R8年度以降の取組等〉

- ・障害者雇用率の引き上げ（R8.7～：2.7%）に向けて、制度の周知及び職業訓練の委託先企業のさらなる開拓に取り組み、就労体験拠点や障害者委託訓練を通じて障害のある人の一般就労を促進する。
- ・引き続き研修や合同企業説明会を開催し、テレワークで雇用する都市部の企業とのつながりづくり等に取り組む。

⑥相談支援体制の充実・強化

目標		参考値	第7期				達成率
	年度	R5	R6	R7	R8		
各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談体制の強化を図る体制を確保	目標	—	20 市町村	20 市町村	34 市町村	44%	
	実績	10 市町村	14 市町村	15 市町村	—		
各市町村の自立支援協議会の個別事例の検討を通じて、必要な支援が提供される体制を確保	目標	—	20 市町村	20 市町村	34 市町村	44%	
	実績	10 市町村	14 市町村	15 市町村	—		

〈R7年度の実績〉

- ・市町村向け研修会を開催
- ・整備を検討している市町村への個別支援
- ・県内の相談支援体制についての分析

〈実績に対する評価・課題〉

- ・人口規模の小さな町村部では、相談支援事業所がなく委託できないことや、センターを設置する効果が明確にならないという意見も多く、設置の検討が進んでいない状況である。
- ・基幹相談支援センターが担う機能と具体的な取組内容について、市町村や関係者の理解が深まっていない状況がある。
- ・基幹相談支援センターの職員が集まり実施した連絡会では、改めて基幹相談支援センターの役割の確認や、各センターの活動の情報共有ができた。

〈R8年度以降の取組等〉

- ①R7年度に実施した市町村向けの研修会を開催（厚生労働省の担当者を講師として招聘）し、あわせて県内の実践事例を横展開
- ②整備を検討している市町村への個別支援（機能の説明、要綱・各種様式等のひな形の提供）
- ③県内の相談支援専門員の業務実態調査の実施

⑦障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築

目標	障害福祉サービス等の質を向上するための体制を構築
----	--------------------------

〈R7年度の取組実績〉

・県が指定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対して運営指導等を実施し、その結果を事業者が所在する市町村に通知するとともに、ホームページ上で共有した。

【運営指導実施事業数】76事業

〈実績に対する評価・課題〉

・未実施期間が長期化している事業者や新たに指定を受けてから運営指導を行っていない事業者を中心に運営指導を実施し、指定障害福祉サービス等事業者の適正化に務めた。

・こうした事業者は引き続き一定数残っているため、今後も計画的な運営指導の実施が必要。

〈R8年度以降の取組等〉

・利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供がなされるよう、事業者に対する運営指導の計画的な実施等、引き続き適正な指導監査の実施に努める。

⑧障害児支援の提供体制の整備等

目標		参考値	第7期			達成率
	年度	R5	R6	R7	R8	
児童発達支援センターの設置数	目標	12ヶ所			12ヶ所	50%
	実績	7ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	—	
保育所等訪問支援が利用できる市町村数	目標	34 市町村			34 市町村	79%
	実績	28 市町村	27 市町村	24 市町村	—	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	目標	9 事業所			8 事業所	100%
	実績	6 事業所	7 事業所	8 事業所	—	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	目標	11 事業所			11 事業所	118%
	実績	10 事業所	12 事業所	13 事業所	—	
医療的ケア児支援の協議の場の設置	目標	県：1 中核市：1 広域：2			県：1 中核市：1	100%
	実績	県：1 中核市：1	県：1 中核市：1	—	—	
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	目標	全市町村 ※(19)	(21)		全市町村※	71%
	実績	13 市町村	15 市町村	—	—	
医療的ケア児支援センターの設置	目標	—			1	100%
	実績	1	1	—	—	

※医療的ケア児が居住していない市町村を除く

〈R7年度の実績〉

- ・ 保育所等訪問支援事業が利用できる市町村数は減少
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターを養成（R7年度末で160名）

〈実績に対する評価・課題〉

- ・ 県西部では児童発達支援センターが1減少したことにより、障害児支援の中核的な役割を担う事業所が不在
- ・ 保育所等訪問支援は対象となる利用児童や学校の減少に伴い、利用できる市町村数が減少
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所は、高知市で増加したものの、以前として、安芸・高幡圏域に無い状態が続いている。

〈R8年度以降の取組等〉

- ・ 児童発達支援センター未設置の市町村については、管内の児童数が少ないことや、事業者がないことから単独での設置が難しい状況にある。支援体制の構築に向け、市町村の実情に応じた個別の支援を実施する必要がある。
- ・ 保育所等訪問支援は、利用対象児童の減少により、利用できる市町村が減少傾向にある。管内で新規の利用希望者がいる場合、スムーズにサービスにつなぐことができるよう、学校や保護者に対して継続的に制度やサービス内容を周知していく必要がある。
- ・ 引き続き、コーディネーターの養成を行うとともに、支援力向上に向けて連絡会やフォローアップ研修の実施のほか、医療的ケア児等支援センターきぼうのわによる派遣調整等を実施していく。